

# 認定シンボル使用規定

## JAB N410-2006

制定日：2006年07月01日

財団法人日本適合性認定協会

## 目 次

	ページ
1. 適用範囲 .....	3
2. 引用文書 .....	3
3. 用語の定義 .....	3
4. 本協会のロゴの構成 .....	4
5. 認定シンボルの構成 .....	4
6. 認定シンボルの表示方法 .....	6
7. 認定シンボルの使用 .....	6
8. 認定シンボルの管理 .....	9
9. 認定シンボルを使用できる期間 .....	10
10. 認定シンボルの表示、使用及び管理等の調査 .....	10
11. 認定範囲縮小時の処置 .....	11
12. 違反に対する処置 .....	11
13. 認定の一時停止・取消し時及び取消し後の処置 .....	11
付属書 A 製品認証機関に対する規定 .....	13
付属書 B IAF MLA マーク使用許諾契約（本文） .....	14
付属書 C IAF MLA マーク使用許諾契約（IAF MLA マーク） .....	18
付属書 D IAF MLA マーク使用の一般原則 .....	19

## 1. 適用範囲

この規定は、財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という）の認定シンボルを本協会によって認定された審査登録機関、審査員研修機関、審査員評価登録機関、要員認証機関及び製品認証機関（以下、総称する場合、認定された機関という）並びに認定された審査登録機関によって登録された組織（以下、被登録組織という）及び認定された製品認証機関の認証登録の対象者（以下、供給者という）がそれぞれ本協会の認定基準、手順及び指針、又は各機関の関連規定に基づき使用する場合の認定シンボルの表示、適用業務及び適用条件等について定める。

なお、製品認証機関に係る固有の要求・表示に関する内容については付属書Aに、また、国際認定機関フォーラム（International Accreditation Forum, Inc.: 略称 IAF）多国間相互承認協定（MLA）グループに属する本協会により認定された品質マネジメントシステム及び環境マネジメントシステム審査登録機関が、IAF MLA グループ内における審査プログラムの同等性を、当該機関が発行する審査登録証及びその他の文書又はウェブサイトに表示する場合の表示方法については付属書B・C・Dに定める。

備考1：本規定は、上記1項に記載されているように、被登録組織及び供給者による認定シンボルの使用についても適用される。しかし、その意図は、本規定に基づき、認定された審査登録機関及び製品認証機関自身により作成されたシンボル使用規定（名称は制限しない）を、当該機関が、当該被登録組織及び供給者に遵守させることにより、結果として当該被登録組織及び供給者による認定シンボルの使用が本規定に適合することである。よって、当該被登録組織及び供給者は、直接本規定を参照することを要求されていない。

備考2：認定された審査員評価登録機関に登録された審査員及び認定された要員認証機関に認証された要員は、本規定の適用範囲外となり、認定シンボルを使用できない（12.3項参照）。

## 2. 引用文書

次に掲げる文書は、最新版を適用し、引用された範囲内でこの規定の一部とみなす。

JAB R/CP200 マネジメントシステム審査登録機関及び要員認証機関の認定の手順

JAB T200 マネジメントシステム審査員研修機関の認定の手順

JAB P200 製品認証機関の認定のための手順

## 3. 用語の定義

### 3.1 本協会のロゴ

本協会の登録商標であり（商標登録第4343631号）、単独での使用が本協会に限られるロゴ。

### 3.2 認定シンボル

認定された機関がその認定の地位を示すために、本協会によって交付されるシンボル。

備考1：本規定は、この定義に基づき、認定された機関に対して「認定シンボル」とい

う用語の使用を義務づけるものではない。

備考2：IAF MLA マークを除き、本規定において「マーク」は、認定された機関や、被登録組織及び供給者の商標を意味する。

### 3.3 清刷

特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)で作成された電子的画像データ。

## 4. 本協会のロゴの構成

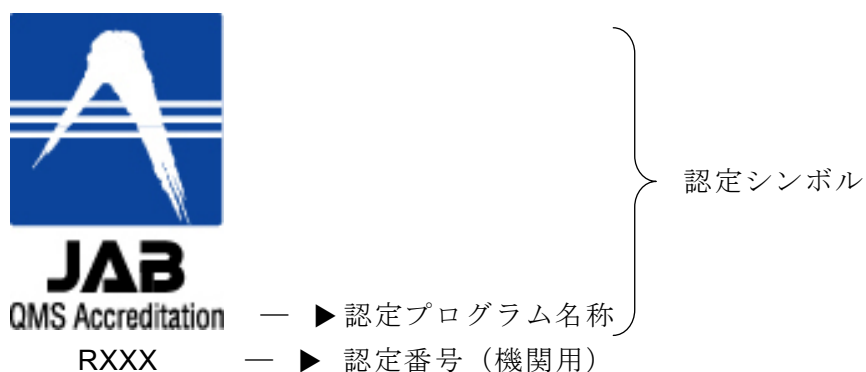
本協会のロゴの構成は図1に示すとおりである。



図1 本協会のロゴの構成

## 5. 認定シンボルの構成

5.1 認定シンボルの構成は、図2に示すとおりである。認定プログラムごとの認定シンボル及び複数のプログラムを組み合わせた認定シンボル(以下、複合シンボルという)の表示例は、図3及び図5に示すとおりである。ただし、情報セキュリティマネジメントシステムにかかわる場合においては、認定シンボル及び複合シンボルに、図4及び図5に示す図柄を採用する。構成及び色は、他の認定シンボルと同様とする。



認定番号(機関用)とは、本協会によって、認定された機関に付与された認定登録の番号をいう。

図2 認定シンボルの構成

5.2 認定シンボルの色は、上部の図形の背景は青色（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色）を用いることを原則とする。なお、青色に代えて黒色、灰色、金色又は銀色を使用することも可能とする。また、内部の柄（Λ及び≡、該当する場合は MS）は図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下の「JAB」の文字、認定プログラム名称の色は黒色とする。認定シンボルの色に関わらず、認定番号（機関用）の色は黒色とする。表示例は、図 3～5 に示すとおりである。また、認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、認定シンボル及び認定番号の全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。なお、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。

〈品質マネジメントシステム〉

〈環境マネジメントシステム〉



**JAB**  
QMS Accreditation  
RXXX



**JAB**  
EMS Accreditation  
REXXX

〈要員認証〉

〈製品認証〉



**JAB**  
Pers. Accreditation  
CPXXX



**JAB**  
PCS Accreditation  
PXXXX

"PCS"は、"Product Certification System"を意味する。

図 3 認定シンボルの表示例

〈情報セキュリティマネジメントシステム〉



**JAB**  
ISMS  
RISXXX

図 4 情報セキュリティマネジメントシステムの認定シンボルの表示例

〈情報セキュリティマネジメントシステムを含まない〉



〈情報セキュリティマネジメントシステムを含む〉



図 5 複合シンボルの表示例

## 6. 認定シンボルの表示方法

- 6.1 認定番号（機関用）は、認定シンボルの直下に表示しなければならない。
- 6.2 認定シンボルの大きさは、原則として高さ 30 ミリ以上とする。名刺等に使用する場合、本協会によって認定シンボル及び認定番号（機関用）の文字が明瞭に読み取れると判断されるものでなければならない。認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。
- 6.3 認定シンボルは、認定された機関のマークを近傍に置き、組合せで使用しなければならない。認定された機関のマークを使用せず認定シンボルのみを単独で使用しているとの誤解を生じさせるような方法で使用してはならない。
- 6.4 認定シンボルは、被登録組織及び供給者のマークとともに使用してもよい。ただし、認定された機関のマークとの組合せで使用しなければならず、被登録組織及び供給者が本協会から認定されているとの誤解を生じさせるような方法で使用してはならない。
- 6.5 認定シンボルを認定された審査登録機関及び製品認証機関のマーク並びに被登録組織及び供給者のマーク等とともに使用する場合、当該マーク等は、認定シンボルとは明らかに異なるよう識別できるものでなければならない。また、認定シンボルの意味ができるだけ明確になっていなければならない。例えば、認定シンボルの位置及び大きさと当該マーク等の位置及び大きさととの関係等を配慮しなければならない。

## 7. 認定シンボルの使用

### 7.1 認定された機関による使用

- 7.1.1 認定された機関は、認定シンボルを当該機関が発行する審査登録証、合格修了証明書、審査員登録証、力量の証明書及び認証書に、本協会によって認定された範囲内で、JAB R/CP200、JAB T200 又は JAB P200（以下、「認定の手順」という）及び本規定記載の条件で使用することができる（以下、特記のない限り認定シン

ボルの使用は、本規定記載事項の遵守を条件とする)。また、説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物及びウェブサイト等に使用する場合は、認定された範囲と認定されていない範囲とが誤解されない方法で使用しなければならない。

複数のマネジメントシステムについて認定された機関は、複合シンボルを使用することができる。ただし、複合シンボルを使用する媒体が、当該複合シンボルに表示されるすべてのプログラムにかかわる場合に限られる。たとえば、特定のプログラムのみに関する宣伝用資料等に、当該プログラム以外のプログラムも表示された複合シンボルを使用することはできない。

さらに、認定シンボルは、認定された範囲内の事務所に限り使用することができる。

なお、名刺に使用する場合は、認定された機関の認定対象範囲の業務に従事する者のみが使用できるものとする。

備考1：審査登録証とは、審査登録機関が組織に対して発行する、適合を証する証書をいう。

備考2：合格修了証明書とは、審査員研修機関が研修生に対して発行する、合格を証する証書をいう。

備考3：審査員登録証とは、審査員評価登録機関が審査員に対して発行する、審査員の力量を証する証書をいう。

備考4：力量の証明書とは、要員認証機関が要員に対して発行する、要員の力量を証する証書をいう。

備考5：認証書とは、製品認証機関が供給者に対して発行する製品の適合を証する証書をいう。

7.1.2 認定された機関が、当該機関が発行する審査登録証、合格修了証明書、審査員登録証、力量の証明書、認証書、説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物及びウェブサイト等の作成を、下請負業者に行わせる場合は、本協会が提供した清刷の複製を提供し、本規定の該当する項を遵守させた上で、当該複製を清刷として使用させなければならない。当該機関は、本規定7.1.1項及び7.2.1項以外の目的で他者に清刷又はその複製を提供してはならない。

## 7.2 被登録組織及び供給者による使用

7.2.1 認定された審査登録機関及び製品認証機関は、被登録組織及び供給者に対して、その登録されたマネジメントシステム及び製品認証に関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に認定シンボルを使用させることができる。複合シンボルについては、当該複合シンボルに表示されるすべてのプログラムについて同一の機関によって登録されている被登録組織に限り使用させることができる。ただし、複合シンボルを使用する媒体が、当該複合シンボルに表示されるすべてのプログラムにかかわる場合に限られる。たとえば、特定のプログラムのみについて登録されている事業所の宣伝用資料等に、当該プ

プログラム以外のプログラムも表示された複合シンボルを使用することはできない。なお、名刺に使用する場合は被登録組織及び供給者の登録対象範囲の業務に従事する者のみが使用できるものとする。

- 7.2.2 認定された審査登録機関及び製品認証機関が、被登録組織及び供給者に対して本協会の認定シンボルを使用させる場合、本協会より当該機関に提供された清刷の複製を、当該組織及び供給者に提供し、本規定の該当する項を遵守させた上で、当該複製を清刷として使用するよう要求しなければならない。また、当該組織及び供給者より要請がある場合は、当該機関は、写植の清刷を当該組織及び供給者に提供してよいが、その場合、当該機関は、印刷物用清刷を印画紙に印刷したものを清刷として、当該組織及び供給者に提供しなければならない。さらに、写植の清刷は、電子的データに加工・編集し、ウェブサイト・その他電子的媒体に載せ替えてはならないことを、当該機関は、当該組織及び供給者に要求しなければならない。
- 7.2.3 認定された審査登録機関及び製品認証機関により、本協会の認定シンボルの使用を許された被登録組織及び供給者が、説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物及びウェブサイト等の作成を、下請負業者に行わせる場合、当該組織及び供給者は、当該機関から提供された清刷の複製を、当該下請負業者に提供し、本規定の該当する項を遵守させた上で、当該複製を清刷として使用しなければならない。また、当該機関は、このことを当該組織に要求しなければならない。また、当該機関は、当該組織及び供給者に、本規定 7.2.1 項の目的以外で他者に清刷又はその複製を提供してはならないことを要求しなければならない。当該機関が、写植の清刷を当該組織に提供し、当該組織及び供給者が説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物の作成を、下請負業者に行わせる場合、当該組織及び供給者は、当該機関から提供された写植の清刷を、当該下請負業者に提供し、本規定の該当する項を遵守させ、さらに当該清刷を、電子的データに加工・編集し、ウェブサイト・その他電子的媒体に載せ替えさせないことを、当該機関は、当該組織及び供給者に要求しなければならない。
- 7.2.4 認定された審査登録機関は、被登録組織に対し、認定シンボルを製品に対して使用しないことを要求しなければならない。また、被登録組織の製品が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用しないことを被登録組織に要求しなければならない。
- 7.2.5 認定された製品認証機関は、供給者に対し、認定シンボルを認定された製品認証システムで認証された製品に対して使用させることができる。ただし次の物品には原則として使用してはならない。
- a) 製品の輸送容器
  - b) 車両、建物（事務所、工場、倉庫等）の外側、旗

## c)製品の試験報告書、校正報告書、試験／校正証明書

## 8. 認定シンボルの管理

- 8.1 認定を申請する機関は、申請時に、本規定に適合する認定シンボルの具体的使用方法を本協会へ提出しなければならない。また、認定を申請する審査登録機関及び製品認証機関は、被登録組織及び供給者による認定シンボルの使用を適切に管理しなければならない。
- 8.2 認定の授与が決定された後に、認定シンボルの清刷（印刷物用及びウェブサイト表示用、ともに 3.3 項で定義される電子的画像データ）を本協会より当該機関に提供する。
- 8.3 認定シンボルを印刷物に使用する場合は、本協会が提供した印刷物用清刷の複製を使用し、ウェブサイトに使用する場合は、ウェブサイト表示用清刷の複製を使用しなければならない。
- 8.4 認定シンボルは、本協会が提供した清刷を一体の状態で使用し、その各要素を分解し、個別に使用したり、それらを組み替えて使用してはならない。
- 8.5 清刷は、解像度を低めるなど、本協会が提供した状態よりも画像を劣化させる改変を行ってはならない。
- 8.6 清刷の保護及び漏洩防止
  - 8.6.1 認定された機関は、本協会が提供した清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行わなければならない。
  - 8.6.2 認定された機関が、印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者に、本協会の清刷の複製を提供した場合、当該下請負業者に、当該清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うよう要求しなければならない。
  - 8.6.3 認定された審査登録機関及び製品認証機関が、本協会の清刷の複製を被登録組織及び供給者に提供した場合は、当該組織及び供給者に、当該清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うよう要求しなければならない。
  - 8.6.4 認定された審査登録機関及び製品認証機関が本協会の清刷の複製を提供した被登録組織及び供給者が、印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者に、当該清刷の複製を提供した場合、当該組織及び供給者が、当該下請負業者に、当該清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うことを要求するよう、当該機関は、当該組織及び供給者に要求しなければならない。

## 8.7 清刷の複製を提供した者の一覧整備

登録商標保護のため、8.7.1 項から 8.7.3 項までを規定する。

8.7.1 認定された機関は、本協会の清刷の複製を提供した下請負業者の一覧を備え、本協会が要求した場合、提示しなければならない。

8.7.2 認定された審査登録機関及び製品認証機関は、本協会の清刷の複製を提供した被登録組織及び供給者の一覧を備え、本協会が要求した場合、提示しなければならない。

8.7.3 認定された審査登録機関及び製品認証機関は、本協会の清刷の複製を提供した被登録組織及び供給者に対して、当該組織及び供給者が、当該清刷の複製を提供した下請負業者の一覧を備え、当該機関が要求した場合、提示するよう要求しなければならない。

## 9. 認定シンボルを使用できる期間

認定された機関は、その認定登録の有効期間内においてのみ認定シンボルを使用することができる。また、認定された審査登録機関及び製品認証機関は、その認定登録の有効期間内においてのみ、被登録組織及び供給者に認定シンボルを使用させることができる。ただし、認定の一時停止又は取消しを受けた場合については、13 項の規定に従うものとする。

## 10. 認定シンボルの表示、使用及び管理等の調査

### 10.1 調査の実施

本協会は、本規定 6 項から 9 項までの要求事項が満たされているか、認定審査の一環である調査（例えば、認定委員会、異議処理パネル、苦情処理パネル、又は認定された機関からの変更通知の調査の結果、本協会の判断に基づいて実施する審査等）に加え、本協会が必要と判断した場合、調査を実施することができる。

### 10.2 見本の調査

登録商標保護のため、10.2.1 項及び 10.2.2 項を規定する。

10.2.1 認定された機関は、認定シンボルを使用した印刷物・ウェブサイト等の用途の一覧を備え、本協会に提出しなければならない。また、本協会が要求した場合は、用途の見本を提示しなければならない。

10.2.2 認定された機関は、前項で本協会に提出した認定シンボルの用途に変更があった場合、当該一覧を変更し、変更された当該一覧を本協会に提出しなければならない。

### 1 1. 認定範囲縮小時の処置

認定された機関は、認定範囲が縮小された場合、その縮小された認定範囲に対しては、直ちに認定シンボルの使用を中止するとともに、認定された審査登録機関及び製品認証機関は、その縮小が影響する対象者である被登録組織及び供給者に対しても使用を中止させなければならない。

### 1 2. 違反に対する処置

12.1 認定された機関が本規定に違反した場合、本協会は、是正処置、認定シンボルの使用禁止、登録の取消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を講ずる。

12.2 被登録組織及び供給者が本規定に違反した場合には、当該組織を審査登録した審査登録機関及び製品認証機関は、当該組織及び供給者に対して 12.1 項に準じ、是正処置、認定シンボルの使用禁止、登録の取消し、違反の公表等適切な処置を講じなければならない。

12.3 認定された審査員評価登録機関、要員認証機関の被登録審査員又は要員が本規定に違反し、認定シンボルを使用した場合には、当該審査員又は要員を評価登録又は認証登録した審査員評価登録機関又は要員認証機関は、当該審査員又は要員に対して 12.1 項に準じ、是正処置、登録の取消し、違反の公表等適切な処置を講じなければならない。

### 1 3. 認定の一時停止・取消し時及び取消し後の処置

認定の一時停止・取消し時及び取消し後の認定シンボル使用に関する処置は、「認定の手順」によるほか、次による。

#### 13.1 認定の一時停止時における認定シンボルの使用禁止

13.1.1 認定を一時停止された機関は、一時停止期間中、認定シンボルを使用できない。また、この場合、当該機関は、本協会の指示に従い、認定の一時停止時点において、認定シンボルを使用した該当文書等の使用を停止しなければならない。

13.1.2 認定を一時停止された審査登録機関及び製品認証機関は、本協会の清刷の複製を提供した該当被登録組織及び供給者であって、本協会の指示に従い認定シンボル付き審査登録証及び認証書の回収の対象となった被登録組織及び供給者に対して、認定シンボルの使用を禁止しなければならない。また、この場合、当該機関は、認定の一時停止時点において、当該組織が認定シンボルを使用した該当文書等を、当該機関の指示に従い、使用を停止するよう要求しなければならない。

#### 13.2 認定取消し時の認定シンボルの使用禁止及び廃棄

13.2.1 認定を取消された機関は、認定の取消し時点以降、認定シンボルを使用できな

い。また、この場合、当該機関は、本協会の指示に従い、認定の取消し時点において認定シンボルを使用した該当文書等を廃棄し、かつ、当該廃棄を完了した旨の証明書を本協会に提出しなければならない。なお、認定取消し時の認定シンボルの清刷及び清刷の複製の取り扱いについては 13.3 項に定める。

13.2.2 認定を取消された審査登録機関及び製品認証機関は、本協会の清刷の複製を提供した被登録組織及び供給者に対して、認定シンボルの使用を禁止しなければならない。また、この場合、当該機関は、認定の取消し時点において、当該組織が認定シンボルを使用した該当文書等を、当該機関の指示に従い廃棄し、かつ、当該廃棄を完了した旨の証明書を当該機関に提出するよう要求しなければならない。なお、認定取消し時の認定シンボルの清刷及び清刷の複製の取り扱いについては 13.3 項に定める。

### 13.3 認定取消し時の清刷の消去又は廃棄

13.3.1 認定を取消された機関は、認定取消し後速やかに、本協会が提供した清刷を、復帰し得ない形で完全に消去しなければならない。

13.3.2 認定を取消された機関が、印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者に、本協会の清刷の複製を提供した場合、認定取消し後速やかに、当該下請負業者に、当該清刷の複製を復帰し得ない形で完全に消去するよう要求しなければならない。

13.3.3 認定を取消された審査登録機関及び製品認証機関が、本協会の清刷の複製を被登録組織及び供給者に提供した場合、認定取消し後速やかに、当該組織及び供給者に、当該清刷の複製を復帰し得ない形で完全に消去又は廃棄するよう要求しなければならない。

13.3.4 認定を取消された審査登録機関及び製品認証機関により、本協会の清刷の複製を提供された被登録組織及び供給者が、印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者に、当該清刷の複製を提供している場合、当該機関は、認定取消し後速やかに、当該組織及び供給者が、当該下請負業者に対して、当該清刷の複製を復帰し得ない形で完全に消去又は廃棄するよう要求しなければならない。

13.4 本項の義務は、認定取消し後も存続する。

## 付属書 A 製品認証機関に対する規定

- A1. 認定シンボルは、エンボス又はスタンプにより表示してもよい。また、製品上に表示する場合は、スタンプ、モールド、浮彫、打型等によることができる。
- A2. 認定シンボルを使用する際は、常に製品認証機関／認証システムのマークと共に使用（両方を同一紙面又は近傍に表示）するものとする。更に、供給者が認定シンボルを使用する場合は、製品認証機関のマーク及び供給者のマーク又は名称を併用（同一紙面又は近傍に表示）することを認証機関は供給者に要求するものとする。
- A3. 製品認証書に認定シンボルを使用する補足条件は、次のとおりである。
- a) 認定シンボルは、本協会によって認定された版の品質システムの下で発行された認証書に表示できる。
  - b) 認定審査において是正処置の要求がなされた場合は、当該項目を是正した後の評価に基づく認証書でなければ、認定シンボルは使用できない。
  - c) 認定以前に発行された認証書を認定後に改定の上認定シンボルを使用する場合は、改定日を併せ表示する。
- A4. 認証された製品に認定シンボルを使用（貼付）する補足条件は、次のとおりである。
- a) 製品認証機関は、認定された版の品質システムの下で認証された製品に限り、本協会から認定された日以降に、認定シンボルを工場出荷時に貼付することを、供給者に対して許可できるものとする。
  - b) 製品認証機関が本協会の認定に先立って実施した認証に基づく既出荷製品に関しては、認定の際にその認証システムに不適合がなければ、同機関は、認定された版の品質システムに準拠して認証された製品であることが立証可能な場合に限り、本協会から認定された日以後に認定シンボルを当該既出荷製品に貼付することを許可できるものとする。その場合、認証機関は、改定の契約書（許可書）を発行して、本 b) 項の条件を明記するものとする。
  - c) 製品認証機関が認定審査時に本協会から是正処置を要求された場合は、製品認証機関は、当該項目を是正の上認定された品質システムによって認証した製品に対してのみ、認定シンボルを工場出荷時に貼付することを許可できるものとする。（備考参照）

備考：製品認証機関は、是正前の品質システムによって認証した製品に貼付された認証マークについては、JAB P100 14.3 の要求事項に基づき、ISO/IEC GUIDE 27 に準拠して取扱うべきである。ただし、製品の認証上の品質に問題となるような影響が生ずる恐れのない場合は、この限りではない。

**付属書 B IAF MLA マーク使用許諾契約 (本文)**

注：本付属書は、国際認定機関フォーラム (International Accreditation Forum, Inc.、以下 IAF という) が作成した IAF QMS MLA MARK LICENSE AGREEMENT (IAF-ML-05-002) を本規定のために翻訳・翻案したものである。

B1. IAF は、付属書 C に IAF 多角的相互承認協定マーク (以下、IAF MLA マークという) として特定された商標の所有者である。

B2. IAF MLA 加盟機関の資格及び／又は IAF 認定機関の資格の維持、又は、IAF MLA 加盟機関との契約に規定されている条件及び制限を遵守することを条件として、(財) 日本適合性認定協会 (以下本協会という) は、QMS 及び EMS 審査登録機関の認定プログラムにおいて IAF MLA マークを使用する非排他的、譲渡不可能な使用权をもつ。  
注：IAF 加盟機関又は認定された審査登録機関が、許可なくして IAF ロゴ及び IAF 印を使用することは、どのような文書においても、いかなる状況においても認められない。IAF ロゴ及び IAF 印は、IAF 理事会及び事務局が、正式な IAF 文書を示すためにのみ使用される。

B3. 以下の条件及び条項に従い、認定された審査登録機関 (以下、審査登録機関という) は、本協会の認定シンボル及び認定番号とを併せて IAF MLA マークを使用する許可を申請する。

注：IAF MLA マークが使用できるのは、本協会が認定している QMS 及び EMS 審査登録機関である。なお、QMS 及び EMS 審査登録機関は、当該審査登録機関に登録された組織に、IAF MLA マークの使用を許可できない。

B4. 本契約書の成約日より、以下に定める条件と制限に従い、本協会は、本協会が認定した QMS 及び EMS 審査登録プログラムにおいて審査登録機関に IAF MLA マークを使用する許可を与える。

(a) 審査登録機関は、IAF MLA マークを、付属書 D に規定されている方法により、及び本協会が加盟する IAF MLA の分野内において、その認定シンボルと併せた場合にのみ使用する。

(b) IAF MLA マークは、本協会から取り寄せた、許可された清刷 (印刷物用及びウェブサイト用清刷、ともに 3.3 項に定義された電子的データ) を複製し、また、次の仕様に従って印刷する。

i) 黒、白又は本契約の付属書 C に示されている写しに匹敵する Pantone2747 (ダークブルー) 及び Pantone299 (ライトブルー)。

ii) 明確な対比のある背景。

- iii) IAF MLA マークのすべての文字が明瞭に判別できる大きさであり、IAF MLA マークの幅は、20 ミリメートル未満としない。
- iv) IAF MLA マークを印刷物に使用する場合は、本協会から取り寄せた印刷物用清刷を使用し、ウェブサイトを使用する場合は、ウェブサイト表示用清刷を使用しなければならない。
- v) IAF MLA マークの清刷の保存形式及び解像度(pixel/inch)は、本協会から取り寄せた際の状態を維持し、他の保存形式に変更したり、本協会から取り寄せた際の解像度より低めてはならない。
- (c) 提案された許可用途は、非排他的である。
- (d) 審査登録機関に与えられる、既述の IAF MLA マークの使用許可は、譲渡できない。
- (e) 審査登録機関は、IAF MLA マークを、前刷りレターヘッド、認定された審査登録証、業務見積書、宣伝資料、ウェブサイト、及びその他文書に使用できる。なお、名刺に使用する場合は、本協会により認定登録を受け、かつ、IAF MLA の下で承認されている認定範囲内プログラムの対象範囲業務に従事する者のみが使用できるものとする。
- 注：付属書 D にある IAF MLA マーク及び認定機関の認定シンボルが隣り合っていることを示す「複合マーク」の図は単なる例であり、それらが登録証においてどのように表現されるべきかを特定することを意図していない。その意図は、IAF MLA マークが本協会の認定シンボルと「一緒」に使われていることであり、本協会の認定シンボルの下に、又は登録証のどこか、審査登録機関にとって都合が良いよう位置付けられて良い。
- (f) 本協会の認定シンボル及び審査登録機関の名称又はロゴが同一の表示ページ上にあり、また、すべてがほぼ同一の大きさでない限り審査登録機関が、IAF MLA マークを文書上に使用してはならない。
- 注：文書は、その書式、媒体の形態又は種類を問わない。
- (g) 審査登録機関は、IAF MLA マークを、いつでも、また、その都度、本協会又は IAF が、提供する指示、条件、品質基準、及び IAF MLA マーク仕様に、厳密に沿って、使用する。
- (h) 審査登録機関は、IAF MLA マークの用途の見本を本協会又は IAF が要請した場合、本協会又は IAF に提供する。

- (i) 審査登録機関は、IAF MLA マークを、製品の適合性を示していると解釈され得る、又は、審査登録機関の認証を受けた組織が、製品の適合性を示していると解釈されることを許す方法で、製品上に使用してはならない。
  - (j) 審査登録機関は、認証を受けた又は登録された製品、サービス、又は審査登録機関によって登録されているシステムを、IAF が承認していることを示唆するような、いかなる方法においても、IAF MLA マークを使用しない。
  - (k) 審査登録機関は、IAF MLA マークの使用を管理するため、及び、自ら又はその認証された組織が、誤った言及、又は誤解を招く使用を予防するために、監視し、適切な処置を取る。
  - (l) 審査登録機関は、自らが、IAF MLA マークの所有権、権利、又は権益を一切有していないことを認め、合意する。
  - (m) 審査登録機関は、IAF の IAF MLA マークにおける権利を確保又は保護する目的において、本協会及び／又は IAF に、全面的かつ誠意をもって協力することに合意する。
  - (n) 審査登録機関は、更に、IAF MLA マークについての IAF の所有権、権利、又は権益に、直接的又は間接的に、異議を申し入れないことに、合意する。
- B5.** 審査登録機関は、前刷りレターヘッド、認定された登録証、業務見積書、宣伝資料及びその他文書等の印刷物及びウェブサイト作成を、下請負業者に下請負させる場合、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の複製を提供し、本付属書 B4(b)項を遵守した上で、当該清刷の複製を使用することを要求しなければならない。ただし、審査登録機関は、本付属書 B4(e)項以外の目的で他者に清刷又は清刷の複製を提供してはならない。
- B6.** 清刷の管理
- (a) 審査登録機関は、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行わなければならない。
  - (b) 審査登録機関は、印刷物・ウェブサイトを作成している下請負業者に、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の複製を提供した場合、当該清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うことを要求しなければならない。
  - (c) 審査登録機関は、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の複製を提供した下請負業者の一覧を備え、本協会が要求した場合は、提示しなければならない。

B7. IAF MLA マークを使用する契約は、以下の場合、終了できる。

- (a)当事者間の合意により、いつ何時でも。
- (b)本契約の条件が満足されていない場合は、本協会により、いつ何時でも。
- (c)本協会が、審査登録機関の認定を取消した場合は、即座に。
- (d)本協会の IAF MLA 加盟機関の資格、又は IAF 加盟機関の資格が、終了した場合は、即座に。
- (e)IAF と本協会との間の IAF MLA マークの使用に関する契約が、終了した場合は、即座に。
- (f)本協会の、審査登録機関への正式な事前通告により。又は、
- (g)IAF の、審査登録機関への正式な事前通告により。

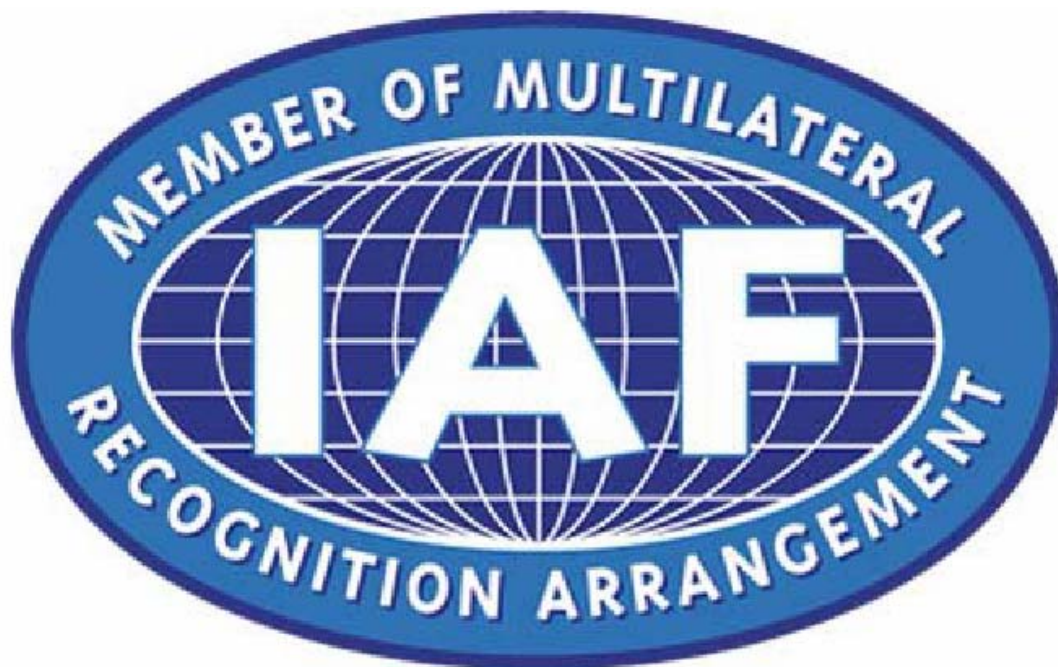
B8. 本契約終了後の処置

- (a)本契約終了後においては、その終了原因を問わず、審査登録機関は、IAF MLA マークを使用しない。また、この場合、当該審査登録機関は、本契約終了時点において IAF MLA マークを使用した、すべての文書等を本協会の指示に従い廃棄し、かつ、当該廃棄を完了した旨の証明書を本協会に提出する。これには、IAF MLA マークを使用した、組織に発行した登録証の回収と廃棄を含む。さらに、当該審査登録機関がウェブサイトにて IAF MLA マークを使用している場合は、当該 IAF MLA マーク部分を削除しなければならない。
- (b)審査登録機関は、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷を、本契約終了後速やかに、復帰し得ない形で完全に消去しなければならない。
- (c)審査登録機関が、印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者に、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の複製を提供した場合、本契約終了後速やかに、当該下請負業者に、当該清刷の複製を復帰し得ない形で完全に消去するよう要求しなければならない。
- (d)本項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

B9. 審査登録機関は、審査登録機関による本契約の違反又は不履行から生じるすべての苦情、負債、要求、訴訟手続き、訴因、損失及び実費（発生した訴訟に関わる手数料を含む）について、本協会を含む IAF、その理事、役員、従業員、及び権限を与えられた代表者に保証し、保護する。

付属書 C IAF MLA マーク使用許諾契約 (IAF MLA マーク)

「IAF MLA マーク」として知られている IAF 多国間相互承認協定マークは以下のとおり。



## 付属書 D IAF MLA マーク使用の一般原則

注：本付属書は、IAF ウェブサイト (<http://www.iaf.nu/>)で公開されている文書「IAF ML 2:2004 General Principles on Use of the IAF MLA Mark」を抜粋・翻訳（一部本規定用に翻案）したものである。

### D1. 著作権及び複合マーク

D1.1 IAF MLAマークの所有権は、国際認定機関フォーラム（International Accreditation Forum, Inc.、以下IAFという）に属し、IAFは、IAF MLAマークを世界的に保護する責任をもつ。



D1.2 IAFは、IAF MLAマークを使用する認定機関（以下認定機関という）がIAF MLAマークを、認定機関の認定シンボルと併せて（以下「複合マーク」という）使用する権利を許諾する。また、認定機関は、本文書の要求事項に従って、複合マークが、使用される場合の条件を規定しなければならない。

使用例



D1.3 認定機関により認定された審査登録機関（以下審査登録機関という）は、認定された活動内容の表示と併せてのみ当複合マークを使用しなければならない。

使用例



- D1.4 IAF又は地域認定協力機構（例、太平洋認定協力機構（PAC））の評価チームは、認定機関によるIAF MLAマークの使用状況を評価しなければならない。
- D1.5 認定機関による、複合マークの誤用が見いだされた場合、又は、審査登録機関による複合マークの使用に対して、認定機関が、適正な管理を課することができなかった場合、IAFは、認定機関がIAF MLAマークを使用する権利を取消することができる。
- D1.6 認定機関がIAF MLAグループの使用許諾署名者としての地位を退いた場合、使用許諾は、直ちに取消されなければならない。

## D2. 使用許諾条件

- D2.1 IAF MLAマークは、認定機関の認定シンボルと併せて（複合マーク）のみ使用しなければならない。また、認定機関又は審査登録機関は、いかなる状況においても、IAF MLAマークを、それ単独で使用してはならない。認定機関は、当該審査登録機関の顧客が、複合マークを使用することを許可してはならない。
- D2.2 認定機関は、複合マーク使用により法的責任が生じた場合は、そのすべての責任を負うものとする。本付属書に特定されたD1.5項及びD1.6項に従い、IAFが、認定機関の使用許諾を取消した場合は、認定機関は、複合マークの使用を停止する。認定機関は、使用許諾を取消された場合、その結果に関してIAFに責任を負わせない。
- D2.3 複合マークは、IAF MLAの下、認定機関が承認を受けている分野内の認定業務についてのみ認定機関により、また、IAF MLAの下で承認されている認定範囲内のプログラムについてのみ審査登録機関により、使用されなければならない。
- D2.4 認定機関は、審査登録機関が、複合マークを使用するにあたり、その認定の地位、範囲、制限に関し誤解されるリスクを最小にするために、本付属書の要求事項に従って、その使用に関する要求事項を規定しなければならない。
- D2.5 認定の分野において実施している活動に関する責任をIAFが取ると示唆するような方法で、複合マークが使用されないことを、認定機関は確実にしなければならない。
- D2.6 複合マークは、認定登録証、認定を受けている審査登録証、レターヘッド、業務見積書、宣伝物、又はウェブサイトで使用できる。複合マークは、製品上に、又は、製品と併せて使用してはならない。

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。